### 答申

## 1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、令和4年9月12日4広第1102号で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)は妥当である。

## 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

## (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求人は、審査請求人が令和3年度に実施機関に対して行った、個人情報部分開示決定等に対する審査請求(以下「原審査請求」という。)に係る開示請求書、決定通知書、審査請求書、弁明書、答申書、裁決書及び保有書類一式(以下「本件請求」という。)について開示請求を行った。

審査請求に係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、本件請求のうち、原審査請求に係る福岡県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の審議資料及び会議録に記録された審査請求人の個人情報である。

## (2) 本件個人情報の開示決定状況

実施機関は、本件個人情報のうち、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、別表の不開示部分欄に掲げる情報(以下「本件不開示情報」という。)について、条例第14条第1項第4号(行政運用情報)に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

また、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、本件請求のうち、原審査請求に係る開示請求書、決定通知書、審査請求書、弁明書、答申書、裁決書等について個人情報開示決定を行った。

## 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和4年8月8日付けで、実施機関に対し、条例第13条 第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和4年8月30日付けで、審査請求人に対し、条例第18

条第2項の規定により、個人情報開示決定等期間延長決定を行い、その旨を 審査請求人に通知した。

- ウ 実施機関は、令和4年9月12日付けで、本件決定等を行い、その旨を審 査請求人に通知した。
- エ 審査請求人は、令和4年9月22日付けで、本件決定を不服として、実施 機関に対し、審査請求を行った。
- オ 実施機関は、令和4年12月7日付けで、審議会に諮問した。

## 4 審査請求人の主張要旨

他の行政手続に必要であるため、黒ぬりの部分の開示を求める。

11年前に交通事故に遭った際、その時点で障がい者に該当するにも関わらず、 その事実が伏せられて、障がい者手帳の発行等の行政手続がすぐに行えなかった。 交通事故後、警察や病院等で作成された書類がでたらめであったことが原因で 行政手続きを受けられなかったとしか考えられず、今回不開示となっている部分 がそのことを解明できる内容につながっていると考えている。

## 5 実施機関の説明要旨

#### (1) 福岡県個人情報保護審議会について

審議会は、条例第51条の規定により設置される知事の附属機関であり、条例第41条第1項による諮問に応じた答申等を行うものとされている。

なお、審議会の行う当該諮問に係る調査及び審議の手続は、条例第63条の 規定により、非公開とされている。

#### (2) 条例第14条第1項第4号の該当性について

条例第14条第1項第4号は、県の機関等が行う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示情報としての要件を定めたものである。

本件個人情報は、審議資料に記載された「審議会が実施した調査に対する実施機関の回答」及び「検討項目、方針及び答申案」並びに議事録に記載された「委員間の発言内容」であり、当該情報を開示することにより、原審査請求に係る不開示情報が推測されるおそれや、条例第63条の規定により非公開とされている調査及び審議の手続が公になるおそれがある。

また、当該情報を開示することにより、審議会委員が、発言内容が公開されることを懸念して発言を差し控えるなど、審議会等における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示としたものである。

## 6 審議会の判断

## (1) 本件個人情報の性格及び内容について

## ア 審議会及び第一部会について

審議会は、条例第51条の規定により設置される知事の附属機関であり、 条例の規定に基づき意見を求められたものについて意見を述べ、条例第41 条第1項の規定による諮問に応じて答申し、並びに個人情報保護制度に関す る重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議し、並びに 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定す る事項について、調査審議し、及び建議することを所掌事務としている。

条例第55条第1項の規定により、部会を置くことができるとされており、 審議会では、福岡県個人情報保護審議会運営要領第2条第1項の規定により、 審査請求事案の審査に関することを所掌する第一部会が置かれている。

同部会の決議は、条例第55条第6項の規定により、審議会の決議とすることができることとされており、また、審議会が行う審査請求に係る調査及び審議の手続は、条例第63条の規定により、非公開とされている。

## イ 本件個人情報と不開示情報について

第一部会では、令和3年9月16日、同年11月16日、令和4年1月2 0日及び同年2月17日に原審査請求に関する審議を行っている。

本件個人情報は、当該審議の際に用いられた審議資料及び会議録に記載された審査請求人の個人情報である。

本件個人情報のうち、審議資料は、次第、審査案件一覧のほか、上記各開催日に審議する内容に応じて、審議会事務局が作成した資料等から構成されている。また、会議録は、表題、開催日時及び場所、出席者の氏名、会議に付した事案の件名に加え、発言者及び発言内容が逐語的に記載され、末尾に会議録確定のための第一部会長による署名が記載されている。

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示とした情報は、審議資料に記載された「審議会が実施した調査に対する実施機関の回答」及び「検討項目、方針及び答申案」(以下「本件個人情報1」という。)並びに議事録に記載された「委員間の発言内容」(以下「本件個人情報2」という。)である。

#### (2) 条例第14条第1項第4号の該当性について

#### ア 本号の趣旨

本号は、県の機関又は国、独立行政法人など、他の地方公共団体若しくは 独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示 情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ものとして包括的に規定しているものである。

したがって、開示することによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示となる。

なお、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### イ 該当性の判断

(ア) 審議会は、県の政策や制度のあり方などについて建議する民意反映型の 審議会等とは異なり、実施機関が保有する個人情報の不開示決定等に対 する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審議し、答申する準司法 的な機能を有するものである。

そして、同審議会に設置された第一部会は、諮問実施機関の開示・不開示の判断が妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断することが要請されていることから、審議の過程においては、委員が開示決定等に係る個人情報を実際に見分して審議する、いわゆるインカメラ審理に加え、委員による意見表明及び議論が何らの制約を受けることなく、自由かつ率直に行われることが必要不可欠である。そのため、審議会の行う調査及び審議の手続については、条例第63条の規定により、非公開とされている。

(イ) 本件個人情報1は、審議会が実施した調査に対して実施機関が回答した 部分、審査請求事案における審議会の論点及び方針が記載された部分並び に答申に至る判断を記載した部分である。 これらの情報が開示されるとなると、原審査請求に係る不開示情報が推 測されるおそれがある。また、審議会の最終的な判断は、審議資料を用い て委員間の自由かつ活発な議論が行われた後、答申として決定されるもの であり、それに至る前の審議過程における内容を明らかにすることにより、 審議会の調査審議等に対する誤解や混乱を招き、その結果、審議会の答申 に対する信頼を損なうおそれが生じることは否定できない。

よって、本件個人情報1は、開示することにより、審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

(ウ) 本件個人情報 2 は、審査請求事案の審議についての発言者及び発言内容が逐語的に記載された部分である。

これらの情報が開示されるとなると、今後の審議会において、審査請求 人からの反応を意識するあまり委員が発言に慎重になる、あるいは、不当 な圧力や干渉等の影響を受けることを懸念して発言を控えるなどにより、 今後行われる審議会の審議において率直な意見交換に支障をきたし、審 議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件個人情報 2 は、開示することにより、今後の審議会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

# 別表

		1		1
	項目	本件個人情報が記載された公文書	不開示部分	該当号
本件個人情報 1	ア 個人情報部分開示	審査請求事案に係	確認事項②に対する回答	第 4 号
	決定に係る審議会案	る調査について(回		
	件資料	答)		
		論点整理・検討	審議年月日、標題、案件名を	第 4 号
			除く審査請求案件の論点の	
			整理及び検討に係る部分	
		答申案	標題を除く審査請求案件の	第 4 号
			答申(案)の検討に係る部分	
	イ 特定個人情報不開	答申案	標題を除く審査請求案件の	第 4 号
	示決定に係る審議会		答申(案)の検討に係る部分	
	案件資料			
本件個人情報2	ウ 令和3年9月16日審	会議録	案件の審査に係る委員の発	第 4 号
	議会第一部会		言部分(部会長による開会及	
			び閉会並びに案件ごとの結	
			語を除く。)、案件審査の論点	
			及び答申(案)の検討に係る	
			情報	
	エ 令和3年11月16日審	会議録	ウと同様	第 4 号
	議会第一部会			
	才 令和4年1月20日審	会議録	ウと同様	第4号
	議会第一部会			
	力 令和4年2月17日審	会議録	ウと同様	第4号
	議会第一部会			
	•	•		